

徳之島町農業委員会

第 1 1 回定例会

議事録

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和7年11月14日（金）午前9時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

- 第1 議案第33号 農地法第3条許可申請議案について（1件）
- 第2 議案第34号 農振農用地利用変更申出について（1件）
- 第3 議案第35号 農地法第5条許可申請について（1件）
- 第4 議案第36号 農地地目変更申請議案（非農地・現況証明）について（2件）
- 第5 議案第37号 農地中間管理権及び利用権設定について（1件）
- 第6 その他

4. 委員

出席 12人 欠席 2人

1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	欠席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	欠席	林 慶 造
6番	出席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員

出席 4人 欠席 0人

1番	出席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	星 野 弘 仁
主査	米 島 武勇幾

議長

おはようございます。これより令和7年11月の農業委員会定例会を行いたいと思います。

本日は、3委員と12委員が欠席です。その他の委員は、全員出席でありますので、本会は成立致します。

本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が1件、農振農用地利用変更申出議案が1件、農地法第5条許可申請議案が1件、農地地目変更申請議案(非農地・現況証明)が2件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計6件となっております。

署名委員は、10委員と11委員になっておりますので宜しくお願い致します。

議案は、一括して事務局が説明することに致します。

補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。

それでは議案第33号、農地法第3条許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

おはようございます。

農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明します。

議案33号。

受付番号60号。

譲渡人：薩摩川内市、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

譲受人：天城町、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積、畑1筆で229㎡。

権利取得後の面積は、7,515㎡。

農業の廃止、規模拡大。

作付予定作物は、さとうきび、ばれいしょで、反あたり〇〇万円で売買です。

天城町に畑はないとの事で、天城町の耕作証明書はありません。

以上1件、申請書類上においては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議の程宜しく申し上げます。

議長

これから議案33号について質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

議長

受付番号60号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

事務局

次に議案34号。

農振農用地利用変更申出について、事務局より説明をお願い致します。

農振農用地利用変更申出について、事務局から説明します。

受付番号3号。

こちらは申請者から農林水産課へ農振除外、農用地区域からの除外の申請があり、農業委員会へ意見書の提出が求められている件であります。

資料は3枚。

カラー写真を用意しています。

ご確認ください。

こちらが〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇へ入る角にある、5条申請〇〇〇〇をしていた場所となります。

〇〇〇〇の申請日と、許可日はその他詳細に記載してあります。

申請者は、〇〇〇〇さん。

不動産表示は、〇〇〇〇〇〇〇〇番・〇〇〇〇番・〇〇〇〇番〇の3筆。

畑、面積は、合計1,791㎡。

申請理由は、〇〇〇〇〇〇〇〇とあります。

この今回の農振除外に向けた意見の前になんですが、5条の許可申請、令和7年4月15日に延長申請した〇〇〇〇について報告します。

この〇〇〇〇については、工事完了の進捗状況報告がまだされていない状態です。

許可指令書には、「一時的な利用の場合は、工事完了の日までに農地に復元すること。」とあり、写真にある通りまだ碎石が敷いてある状態です。

農振除外後は、4条申請により〇〇〇〇として申請があると思われるため、そのままの状態でもよいか〇〇〇〇〇課・〇〇〇〇〇〇係に確認したのですが、回答としては、農地へ戻して下さいとの事でした。

この事について、〇〇〇〇の借主である〇〇〇〇〇には〇からの回答を伝えるとともに、農地へ戻すように伝えた所ですが、昨日、〇〇〇から、月曜日か火曜日に碎石を除いて、また連絡を入れると言う事でしたので、又その

事務局	<p>後、担当農業委員とまた、現地確認をして、それで良いかと確認してそれからするのが良いのかなと思いました。</p> <p>一応そう言う事です。</p> <p>以上、1件です。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いします。</p>
議長	<p>議案34号について、質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願い致します。</p>
4委員	<p>宜しいですか。</p> <p>今、事務局が言ったように、最初の取り決めは、農地に戻すとあります。</p> <p>〇〇〇が農地に戻してそれをして、今、あがってきている〇〇さんのを進めたらといいと思います。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p>
11委員	<p>聞き取れず。</p> <p>農地に戻す事が、大前提ですので、そう言う事でいいんじゃないかと。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>この件は、一応〇〇。</p> <p>農地にしてからまた新たに、あげてもらふ事で〇〇と言う事で宜しいでしょうか。</p>
他委員	<p>はい。</p>
議長	<p>次に議案35号。</p> <p>農地法第5条許可申請について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案35号。</p> <p>農地法第5条許可申請について、事務局から説明します。</p> <p>受付番号6号。</p> <p>こちらは、前回10月定例会において〇〇とした分となります。</p> <p>改めて申請人等について、現状について報告します。</p> <p>譲渡人：大阪府、〇〇〇〇さん。</p>

譲受人：亀徳、〇〇〇〇さん。

不動産の表示は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇。

地目は、畑。

面積は、105㎡。

原因については、申請地を取得し、〇〇〇〇として整備する為としています。

別に位置図と、現況写真を用意しています。

申請地については、農地を〇〇〇〇していて、現在入口の一部が、コンクリ舗装されている状況です。

別紙は、議案35号に書いてある分の写真と申請書。

写真は、5枚つけています。

こちらについては、ちょっと担当農業委員と連絡とれずに、自分だけで現状の話を聞いてきたんですけど、その部分について、少しだけ説明したいと思います。

写真①と言うのが、現状・現況の状態であります。

③と④が、平成25年の12月、同じ日のグーグルマップからなんですけど、⑤の所が、写真の撮影方向を記載しています。

その③と④と言うのが、③の所が、〇〇さんの圃場で、コンクリの上の方にちょっと高くなっている所で、さとうきびをしてて、④の所が、〇〇さんの所の圃場となっています。

ここは又ちょっと下がっている状態ですね。

でそれぞれちょっと確認したら、その前、〇〇さんの圃場、コンクリの上に耕作しているのが見られて、④は、〇〇さんの圃場。

間が、雑草で不耕作地ではないかと写真ではちょっと見てとれて、資料⑤の地理院地図の方でも、ちょっと間に不耕作地が見て取れるかなと言う状態ではありました。

〇〇さんに確認して、当初の状態と当時の話を聞き取りした所、購入した土地については、〇〇さんの土地と高さが違う為、重機で土を取り、〇〇さんの土地に合わせたと、で隣とはゆるやかな傾斜であったとの事で、この間が上の〇〇さんのその畑と、〇〇さんの圃場の間が、不耕作地であったんじゃないかと言う事で、その土地を購入し、駐車場としてしまったよと言う事です。

〇〇さんにちょっと確認したのが、自分の土地を〇〇した際に、何故一緒にこの購入した土地を〇〇しなかったのかと言うのを聞いたんですけど、購入はしたが、〇〇〇〇さんの〇名義であった土地で、その〇が亡くなるまで

事務局

登記の変更はしないでくれと言われたと言う事で、○が亡くなり今度は相続したので、今回の5条申請となりましたと言う事です。

○○であり、購入し○を建てる時に、農地を登記変更する事無く○○○にしたとの事でした。

申請は、○○○○となり、申請地は、2種農地と言う風になります。

今回、○○していた件であります。

再度、○○を続け是正を検討させるかとか、許可・不許可との検討等進めて行かないと行けないと思いますので、又、再度検討を宜しくお願いします。

議長

これから議案35号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

11委員

県の方で勉強してくるらしくて、○○さんが。

追認で住宅街で、2種農地で、○○さんの方も農地から宅地に申請してやってたんですが、ここが入ったと言うのを、自分、分からなくて、気付かなかった点だったんですけど、その境界がどこと言うのも分からなくて、県の方にも確認して認めてるわけじゃなく、追認でこう言うのであればと言う事もあるようなんで・・。

もう少し勉強して、皆さんに分かりやすくしてから、そう言うの、事例として出てくると思うんでこれから。

もう一回勉強してきてもらって、判断出来たらなと思うんですけど、○○でもう一回時間をかけてやって欲しいと思うんですけど。

事務局

今回、許可する事によって○○○○で良いと考えてくる人も今後出てくる事が危惧されるので、他市町村においては、どのような対応をしているのかって言うのと、許可する事によって、○○○○として、県に報告しないといけないのかって言うのを聞いてみたんですけど、さっきおっしゃった様に、やっぱり大分小さいって言うのと、2種農地であって、許可基準っていうのがあるんですけど、許可していいです、許可したらダメですよと言うのを、この基準を満たすのであれば追認と言う事で考えて、検討する事はしてもいいんじゃないかと言う事ではありました。

11委員

もう少し勉強して、皆さんにわかりやすくしてから、そういうの事例として出てくると思うんで、これからもう一回勉強してきてもらって、判断出来たらなと思うんですけど・・。

11委員	〇〇で、もう一回時間かけてやって欲しいと思うんですけど・・・。
議長	もう一回〇〇する。 他にございませんか。
4委員	因みにこのブロック、写真の①ですよ。 ブロック石積んで、どれぐらいの幅になるの。
事務局	幅。
11委員	2メートルの入り口の所ぐらいなんですけど。
4委員	ブロックに沿ってまっすぐじゃないの。
11委員	境界、自分らもはっきりわからなくて。
事務局	このブロックの石のブロックと、コンクリートのブロックの間の所にちょうど、杭は打ってました。赤いので。 その石のブロックの一番向こうの所のそこにも、その赤い杭が打ってましたので、そこが多分境界かなと思われます。
4委員	どれぐらいの幅で～聞き取れず。
事務局	申請の形としましては、丁度、写真⑤みたいな形の三角で、その測量図、丈量図、そう言うのがもしあれば今度付けるようにしたいと思います。 写真では、ちょっと見にくいんですけども、角から奥のここに三角の形で流れてはいるので、説明はしてあります。
4委員	聞き取れず。
事務局	そこは確認はしてないです。こちらでは。
他委員	聞き取れず。
議長	他にございませんか。

8委員

特に問題にするような事じゃないと思うんだけど、〇〇〇〇と言う事で問題になってるわけでしょう。

前回もそうやって〇〇して、あんまりうちは、短絡的な考えかもわからんけど、面積的に考えたら、そんなに問題視する必要があるのかなとは思うけどね・・・。

事務局

一応ちょっと自分が、この前、〇に確認したのをちょっと報告したいと思うんですけど。

〇に聞いたのは4つで、許可する事に問題はないかと言うのと、農地法第51条第1項にあるのが〇〇〇〇の〇〇〇〇に対する処分と言うので、農地へ戻させて、その後、きちんと5条申請をさせるような案件かと言うのと、後、他の所が真似するんじゃないかと、各自農地パトロール相当やられてると思うので、そちらの方で対応する事も出来ますねと言う風な話しではありました。

〇に報告しないといけないかと言うのは、権限移譲されてるので、〇〇〇〇の〇〇案件と言う事で、しっかりこうして処理をして、是正措置と言うのを出させて是正させるか、それとも〇〇して、その間に是正とかさせるかとか、その後のやり方と言うのは、農業委員会の方で検討すると言う風な話しではありました。

一応ちょっと色々、その検討後のこちらから皆さんに伝えるのは、さっき言った勉強会や、研修会が又あるので、その時に又回答を持って色々こう云う事案・事例がありますよと確認しながら皆さんに伝えられたらというのがあって、先程〇〇にというのがありはしたんですけど。

11委員

悪質とか、悪意じゃないとかあるんですけど、そういった悪い意味でやってるとは見えないんで・・・。

8委員

～聞き取れず。

たまたまこうなっただけであって、面積的にもそんなに大きい、他の人が真似するような面積でもないし、うちは別に前回もこうやって〇〇してやってるけど、そんなには思うんですけど・・・。

2委員

いいですか。

私も、これこの前行って見たんですよ。

①は現況。

②は、大分これ前の写真だと思います。

2委員

今言うように、これわざとしたものじゃなと思いますし、今、〇〇さんが言われるように、これ購入したのも一緒ですので、〇〇〇をとってこういう事を起こさせない。わざとしていない。

だから〇〇〇を取って、そうしたら、他の今後こういう事を事前にしないように戒める爲に、これまた、来月延ばしても一緒ですよ。

もう一番いいのは、みんなで行って見れば、わかるけども～聞き取れず。

もう、今日、〇〇さんが言われる、今回もうどうですかね。

ひきずってもわざとはしてない訳だから、行ってみればわかる。

だからこういう案件については、一緒に見に行くとか～聞き取れず。

事務局もずっと引きずってたら大変だ。

やっぱりけじめつけましょうよ。

8委員

前回あの〇〇〇のそこちょっと〇〇〇〇で、〇造っていて、みんなで見に行っただけだね～聞き取れず。

だから〇〇さんが言ったように～聞き取れず。

〇〇〇ももらってちゃんと、うちなんか行って確認して注意して、そのまま許可したんだけどね。

もうそれはそれでいいんじゃないの。

議長

他にございませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号6号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

はい、全会一致という事で許可する事に致します。

続きまして、議案36号。

農地地目変更申請について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

受付番号15号。

説明します。

対象地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番。

41㎡。

事務局

登記地目は、畑。

所有者は、〇〇〇〇さん。

11月10日、現地調査をしています。

申請理由は、申請地は、平成10年から27年間耕作しておらず、雑木が生い茂り原野化しており、進入道路もなく傾斜もあり、今後、開墾して復元しても農地として、利用する計画は無い為とあります。

対象地は、〇〇小学校の横の道をあがった所で、そちらについての添付資料が36となっています。

ご確認下さい。

受付番号16号。

対象地は、〇〇〇〇〇〇〇番。

499㎡。

登記地目は、田。

現況は、原野。

所有者は、〇〇〇〇〇さん。

11月10日、現地調査をしています。

申請理由は、申請地は、永年耕作しておらず、耕作放棄地になっている。

畑として耕作するのが困難であり、今後も農地として利用する計画はないとあります。

こちらも議案36〇〇って書いている所の丸の所が、その現況と字図となっています。

以上2件です。

ご審議の程、宜しくお願いします。

議長

これから議案36号について質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号15号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

承認する事に致します。

対象農地は、3筆。
契約期間は、10年。
賃借です。

NO, 8～19。
受け手は、亀津、〇〇〇さん。
対象農地は、12筆。
契約期間は、10年。
賃借です。

NO, 20。
受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。
対象農地は、1筆。
契約期間は、10年。
使用貸借です。

NO, 21～22。
受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。
対象農地は、2筆。
契約期間は、10年。
使用貸借です。

NO, 23。
受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。
対象農地は、1筆。
契約期間は、10年。
賃借です。

NO, 24～25。
受け手は、亀津、〇〇〇さん。
対象農地は、2筆。
契約期間は、10年
賃借です。

NO, 26～29。

事務局

受け手は、亀津、〇〇〇さん。

対象農地は、4筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

NO, 30～31。

受け手は、伊仙町、〇〇〇〇さん。

対象農地は、2筆。

契約期間は、10年。

貸借です。

以上、受け手10名、31筆。

面積は、85,827㎡。

審議の程、宜しく申し上げます。

議長

これから議案37号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号8号について、承認する事に賛成の方は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

承認する事に致します。

以上で、本日の定例会を終了致します。

令和7年11月14日

署名委員

藤 田 喜 文

内 博 行